

◎新潟県告示第1323号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成27年10月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 免許の取消しをした年月日 | 免許の取消しをした建築士の氏名 | 二級建築士又は木造建築士の別 | 登録番号    | 免許の取消しの理由 |
|--------------|-----------------|----------------|---------|-----------|
| 平成27年7月10日   | 小林 正            | 二級建築士          | 第12990号 | 死亡        |
| 平成27年8月17日   | 岩島 房次           | 二級建築士          | 第4145号  | 申請        |